

「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」

あたたかい風を
みんなで吹かそう

Q & A



平成29年7月

鳥取県教育委員会

1

情報を集約する担当について

Q1

「いじめの情報を集約・整理する担当を設け、その担当が中心となって、管理職への報告を行い、学校いじめ対策組織の判断を得たのち、その判断に基づいた動きを学校体制で行う」と書かれています。

これまで生徒指導担当や教育相談担当がその役割を担っていたように思いますが、新たに「情報を集約・整理する担当者」と明記したのは意図があるのでしょうか。

A1

個々の教職員の把握したいじめにかかわる情報がスムーズに管理職まで伝わり、すばやい対応ができることをねらっています。教職員の認知への意識改革、情報伝達の方法等、学校にあったシステムづくりを行うことが大切です。

教頭、生徒指導担当や教育相談担当等、校種、学校規模、学校の実態に合わせて、担当を決定してください。また一人ではなく、少人数のチームでの担当もよいと思います。新たな職務ではなく、目的を明確にして、校内で機能するよう整理してもらいたいと考えます。

Q2

いじめの情報を集約・整理する担当の具体的な動きについて教えてください。

A2

担当は、教職員から受けた児童生徒のいじめにつながるような言動・トラブルに関する情報を集約・記録し、管理職へ報告後、学校いじめ対策組織でいじめの認知及びその後の対応の協議につなげる役割を果たします。

日々発生する様々な事案すべてを「いじめ対策組織」の全メンバーが毎日のように集まって検討できる学校は限られます。そのため、担当は緊急性についての仮判断を行い、必要なら関係教職員からの聞き取り等を指示することもあります。学校の実態にあわせて担当を中心としたシステムづくりをお願いします。

(文部科学省国立教育政策研究所 生徒指導リーフ「学校の「組織」で行ういじめ「認知」の手順」 VOL19 引用)

2

学校いじめ対策組織について

Q3 学校いじめ対策組織は、学校の複数の教職員、必要に応じて心理や福祉等の専門家、その他関係者等により構成されるわけですが、積極的ないじめを認知していくためのいじめの定義を考えると、頻繁に会議を開催する必要があると思います。教職員の多忙化から業務改善が叫ばれる中、会議を行う時間の確保が難しいように感じます。

A3 学校のいじめへの「認知力」があがるほど、その事例を判断し対策を話し合ういじめ対策組織での会議は頻繁になると考えます。しかし、多忙という理由で、いじめの対応が遅れたり、重大事態に至ってしまったりすることは絶対にあってははいけません。

そこで、各学校の実態を考慮し、情報の流れ・会議の持ち方・構成員などを工夫してみてください。既存のいじめ対策委員会、不登校対策委員会、特別支援教育委員会など様々な会議がありますが、それぞれ子どもたちの学校不適応に関する支援会議であり、その会議の持ち方について工夫してみましょう。

3

いじめの積極的な認知について

Q4 いじめの積極的な認知は必要だと思いますが、例にあるようなものを挙げていると大変な数になります。具体的ないじめの態様について示されていますが、日々様々なトラブルが起こる学校においては多様なケースが見られます。教職員が認知を行うための視点はどのようなものでしょうか。

A4 まず、個々の教職員の判断によらず、組織で認知していくという学校のシステムづくりが必要になります。いくら未然防止に力を注いでも、ささいなトラブルは生じます。学校は成長途上にある子どもが集まる場所ですから、トラブルが起きないはずがありません。その中にはエスカレートしていじめになっていくものがあるのです。

できるだけ早い段階から、いじめではないかという疑いをもって、その可能性があるものについて認知していくことによって、重大事態につながるものが防げるという視点を大事に、積極的ないじめの認知を行い、素早い対応に結びつけてください。

4

いじめ防止基本方針の改定のポイント

Q5 今回いじめ防止基本方針を改定するにあたって、特に重要なポイントは何ですか。

A5 「いじめ防止対策推進法」が施行されたあとも、県外ではいじめが背景にある自殺事案が後をたちません。そしてこれらの報告をみると「方針に基づく対応が徹底されていなかった」「特段の対応をしなかった」「報告を行っていなかった」「いじめとして認知していなかった」「組織が機能していなかった」という学校等の対応の不十分さが指摘されています。

そこで、このような反省をもとに、今回の改定の中では、未然防止、早期発見、早期対応・事案対応、また重大事態の対応について、学校の考え方や動きについて詳しく記述しました。主な改定のポイントは、以下の通りです。

- 法におけるいじめの定義の明確化と積極的な認知
- 「学校いじめ防止基本方針」の策定の考え方と周知による協力体制の構築
- 学校いじめ対策組織を核とした組織的対応のしくみ
(情報を集約し、検討・対応するシステムづくり)
- アンケート調査の工夫及び個人面談の実施
- 重大事態の範囲の明確化と再調査等の対応

5

いじめ対応への基本的認識

Q6 「いじめが起きにくい」という表現でよいのでしょうか。「いじめが起きない」と断言した方が強い意志の表れを感じます。

A6 国立教育政策研究所の追跡調査の結果からは、小4から中3の間に7～8割の児童生徒がいじめの被害や加害の経験があることが分かっています。すなわち、いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものと考えます。「いじめが起きない」という意識・思いは大切ですが、その対策を考えるにあたっては、いじめは起こるということを前提に考えていく必要があります。



6

アンケート調査の実施について

Q7 「記名式アンケート、無記名式アンケートなどを児童生徒の実態を考慮し、意図的・計画的に行う」とされていますが、県としてはアンケートの内容や実施についてどのように考えているのでしょうか。

「無記名式アンケートでは、被害を受けたとする回答があっても対応できない」との声もあります。しかし、いじめというデリケートな問題の場合、記名式アンケートでは正直に答えられない可能性が高いうえ、年に数回という間隔で実施されるアンケートで「早期」に発見できる可能性はきわめて低いのです。またアンケートにあがった事例だけに注目してしまい、重大な事例を見落とす可能性もあります。

そこで各学校において、目的に応じて、記名式・無記名式のアンケートを効果的に活用するよう、その内容、やり方について検討をお願いしたいと思います。また、速やかに実施・集計できる、学校独自の簡単なものを、繰り返し（定期的に）実施することが有効であると考えます。今回、県として『いじめ防止に係る無記名アンケート』の提案についてを示しましたので、参考にしてください。

なお、アンケートの内容以上に注意してもらいたいのは、実施時の雰囲気です。簡単なアンケートであっても、ふざけたりしないで正直に答えてほしいことを児童生徒に伝えてください。

7

配慮が必要な児童生徒について

Q8 「配慮が必要な児童生徒への日頃からの対応について」とありますが、具体的にどのような児童生徒が考えられますか。

配慮が必要な児童生徒については、様々な状況や環境下にあるため、個々に児童生徒の実態をもとに、指導・支援を保護者と協力して行うことが必要です。例えば、

- 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒に対する対応
- 海外から帰国した児童生徒や外国人児童生徒に対する対応
- 性同一性障がいや性的志向・性自認に係る児童生徒に対する対応
- 東日本大震災により被災した児童生徒に対する対応



上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、その児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行ってください。